

連携基本規約

シタテル株式会社(以下「甲」という)は、乙(第 1 条において定義される)による衣服の供給等に関し、以下のとおり連携基本規約を定める。

第 1 条(概要)

1. 本規約は、甲と、甲が定めるサービスに登録した上で、甲に対して以下の業務(以下「本件業務」という)の全部又は一部を提供する者(以下「乙」という)との間の取引に適用されるものとする。
 - ① 甲の顧客(以下「丙」という)から委託を受けた衣服等(以下「本件製品」という)の製造、加工、修理、検品及び出荷管理の業務
 - ② 甲の発注に基づく本件製品、本件製品の原材料・付属品その他の商品(以下「本件製品等」という)の甲への販売(この場合、甲乙間の別途の合意がない限り、買取仕入れによるものとする)
 - ③ (a)デザイン作成業務、(b)当該業務に付随する企画・コンサルティング業務、(c)甲の提供するサービスに関する企画、業務の支援
 - ④ その他甲が丙に対して提供するサービスに付随・関連して必要となる一切の業務
2. 本規約中、第三者と規定される者については、特別の定めがない限り、丙を含むものとする。
3. 甲及び乙は、甲乙間の本件業務において、双方の事業の発展・社会の発展に資するよう誠実に協議する。

第 2 条(適用範囲)

1. 本規約は、特別の定めがない限り、甲乙間の本件業務に関する全ての個別契約に適用されるものとする。
2. 個別契約において本規約と異なる定めをした場合は、個別契約の定めが優先するものとする。

第 3 条(個別契約の内容)

個別契約においては、発注日、本件製品等の名称、仕様、数量、引渡期日、引渡場所及び引渡方法、検収完了期日、価格、支払期日その他本件業務に必要な事項を定めるものとする。

第 4 条(個別契約の成立)

個別契約は、原則として、甲が所定の注文書の発送(ウェブサイトへの掲示、電子メールの送信その他の電磁的方法による提供を含む。)により乙に発注し、乙がこれを承諾することによって成立する。但し、甲から注文書を受領した日から 10 営業日以内に、乙から承諾の拒絶の意思表示がないときは、個別契約が成立したものとみなす。

第5条(個別契約の変更)

甲は、仕様変更その他必要があると認めたときは、個別契約の内容を変更することができる。変更により、乙に損害及び特別の費用が発生した場合は、乙の申し出によりその損害及び費用の補償について甲乙間で協議する。

第6条(本件業務の実施)

1. 乙は、本件製品等の品質、形状、サイズ等その他本件業務の遂行に際して必要となる条件等につき、甲の交付する仕様書又は指図書・発注書通りに本件業務を遂行するものとする。
2. 乙は、甲の請求があった場合は、甲に対して、本件業務の進捗状況・成果を遅滞なく報告するものとする。
3. 乙は、本件業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。但し、あらかじめ甲の書面(ウェブサイトへの掲示、電子メールの送信その他の電磁的方法による場合を含む。以下同じ。)による承諾を得た場合は、この限りではない。
4. 前条但書の場合であっても、乙は、本件製品等の品質保証、納入、支給・貸与品の取扱い、知的財産権、目的物の譲渡、機密保持その他本規約及び個別契約で負う責任を免れることはできない。
5. 乙は、仕様・納期その他の甲の交付する仕様書又は指図書・発注書に定められた条件を遵守するものとするが、資材等の都合によりかかる条件に変更の可能性が生じた場合は、速やかに甲に報告し、かかる条件の変更について協議するものとする。

第7条(納入・検収)

1. 乙は甲の交付する仕様書又は指図書・発注書に基づき加工をなし、納入期日までに本件製品等を甲の指定する場所まで納入しなければならない。
2. 甲は、乙が納入した本件製品等を、納入後遅滞なく出荷明細書に基づき、数量、単価、仕入金額等について甲が発注した項目により別途甲が定める方法で検収するものとし、本件製品等の引渡は、甲の定める検査基準による検収が合格したことにより完了する。
3. 前項に定める検収の結果、甲が乙が納入した本件製品等に不良があると認めた場合には、甲は、乙に対して、速やかに、不良事由及び対応処置等を記載した不良通知を送付するものとする。乙は、甲に対して、かかる不良通知の内容に異議がある場合は、不良通知を受領後遅滞なく(遅くとも3営業日以内に)書面にて異議の理由を付して甲に異議の申し出を行うものとする。かかる申し出がなされた場合には、甲及び乙は、解決に向けて誠実に協議するものとする。
4. 本件製品等に汚損、毀損、その他本規約又は甲の交付する仕様書又は指図書・発注書の内容に適合しないものが存在するにもかかわらず、前項に定める協議が成立しなかった場合、甲は、乙から当該本件製品等の引渡しを受けてから原則として1年間の期間に限り、乙に対して、返品、修理、代金の減額、損害賠償のいずれか又は全部を請求することができる。その場合、乙の甲による損害賠償に際しては、乙は、甲に対して、本件製品等の欠陥により販売上発生する一切の損害、甲の顧客に対する信頼回復及び社内業務に関わるコスト、新聞への社告掲載費用、甲の顧客又は第三者への妥当な範囲内でのお詫び料その他の一切の損害、損失又は費用(以下「損害等」という)を賠償するものとする。

第 8 条(所有権の移転及び危険負担)

1. 本件製品等の所有権は、前条第 2 項に基づき、本件製品等が甲に引き渡され、甲による検収に合格した時点で、乙から甲に移転する。
2. 前項に基づき、本件製品等の所有権が甲に移転するまでの間に、本件製品等が、甲の責めに帰さない事由によって滅失、毀損又は変質した場合には、乙がかかる損害を負担する。

第 9 条(品質等に関する保証)

1. 乙は、甲に納入する本件製品等の品質及び関連する諸法令の遵守が、本規約に基づく取引における重要事項であることを認識し、その製造に際して万全の配慮を払うとともに、次の事項を甲に保証する。
 - ① 原材料、品質、機能及び表示が、関係諸法規、各地方自治体条例及び甲の定める品質基準並びに甲の交付する仕様書又は指図書・発注書に反しないこと。
 - ② 本件製品等に瑕疵や欠陥が存在していないこと。
 - ③ 本件製品等が、第三者の知的財産権等その他の権利を侵害していないこと。
 - ④ 乙に勤務している全ての外国人労働者(外国人技能実習生を含む。以下同じ)について、乙に勤務することに関し、必要なビザの取得、許認可、届出等の手続を適切に行い、何らかの条件が付されている場合には当該条件を遵守していること。
2. 乙は、前条で定める保証のため、本件製品等については皺、傷、染斑、縮率、堅牢度等について全品検査及びロット毎の製品管理を実行し、かつ乙が本件業務の全部又は一部を委託する工場等においても同様の品質管理を徹底する等、適切な品質検査を実施するものとする。
3. 乙は、第 1 項第 4 号に定める保証のため、甲の求めがあった場合、速やかに、甲に対して、外国人労働者の就労状況に関して必要な情報を提供するものとする。

第 10 条(染色・加工品の調達)

1. 乙は、甲に納入する染色・加工品について、次の事項を甲に保証する。
 - ① 「有害物質を含有する家庭用品規制法」に準拠していること
 - ② 納入品の染色・加工の処方構成成分として、所定の試験法による分析の結果、指定される特定芳香族アミン 24 物質それぞれが繊維製品 1g 当たり 20 μ g(mg/kg, ppm)を超えて検出される懸念のある色素(染料、顔料)を使用していないこと。
 - ③ 取引先単位で在庫懸念化学物質の特定芳香族アミン不生成情報の確認と保持、情報のない懸念化学物質は施錠保管庫等で誤使用のおそれのないよう管理すること。
 - ④ 乙が保持する安全性情報は、問題発生時等において速やかに提供可能すること。

第 11 条(設備・原材料等の貸与・供給)

1. 甲は、乙と協議の上、乙に対して、本件業務の遂行に必要な原材料、資材等(以下「支給品」という)、及び設備、什器、備品等(支給品とあわせて、以下「支給品等」という)有償又は無償で支給することができる。
2. 乙は、前条により甲から支給品を受領した場合は、受入検査を行い、検査の結果、数量過不足又は不合格品を発見したときは、支給品の受領後 3 営業日以内にその旨を甲に通知し、甲の指示に従う。

3. 乙は、本件業務に使用する支給品等について、善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、防災対策等に万全を期するものとする。
4. 乙が本件業務に使用する支給品等について、汚損・滅失・毀損した場合には、乙は、責任をもって清掃、修繕、補充又は甲に対して賠償をするものとする。但し、甲は、甲が乙に支給した支給品等から発生した事故については、甲に故意又は重大な過失のない限り乙に対して何らの賠償責任をも負わないものとする。

第 12 条(本件業務の対価・報酬)

1. 甲は、個別契約に別途の定めがある場合を除き、毎月末日までに引渡しを受けた本件製品等又は提供を受けた本件業務に対して、翌月末日(但し、当該日が銀行営業日でない場合には翌営業日)に乙の指定する乙名義の銀行口座に振り込む方法により対価・報酬を支払うものとし、その際の振込手数料は、乙の負担とする。
2. 本件業務の報酬・対価の単価、支払い方法・時期等に関する事項は、前項に定めるもののほか、個別契約により決定するものとする。

第 13 条(製造物責任等)

1. 本件製品等の欠陥に起因又は関連して、甲、丙又は第三者の生命、身体又は財産に損害等が生じた場合には、乙は、その処理解決にあたり最善の努力をするものとし、これにより甲、丙又は第三者が被った損害等を全て賠償するものとする。この場合において、甲が、丙又は第三者の損害等を賠償したときは、甲は、乙に対して、その全額を直ちに求償することができる。但し、この欠陥が甲の仕様書等の甲の指示に従ったことにより生じた場合であり、かつ欠陥が生じたことにつき乙に過失がないことを乙が立証した場合は、この限りではない。
2. 甲は、前項のほか本件製品等に不良品その他品質上の危険が発見された場合、甲の判断に基づき、必要に応じて、本件製品等を市場から自主回収するものとし、乙は、当該自主回収に要する費用その他甲に発生した損害等について、甲に賠償するものとする。

第 14 条(権利の帰属)

1. 乙は、本件業務の遂行過程で生じた発明、使用した画像・動画・イラスト及びソース等が、第三者の知的財産権を侵害せず、かつ不正競争防止法等の法令に違反していないことを保証する。
2. 本件業務の遂行の過程で生じた発明、使用した画像・動画・イラスト及びソース等その他の知的財産権又はノウハウ等(以下「発明等」と総称する)に係る特許権その他の知的財産権(特許その他の知的財産権を受ける権利を含む。但し、著作権は除く)、ノウハウ等に関する権利(以下「知的財産・特許権等」と総称する)は、甲又は乙のいずれが当該発明等を行ったか、また甲及び乙が共同で行ったかにかかわらず、甲が取得する。
3. 乙は、前項に基づき、知的財産・特許権等を甲が取得するために必要となる職務発明の承継手続その他の手続を行うものとする。
4. 本件業務により発生する著作権(著作権法 27 条及び同 28 条所定の権利を含み、これらに限られない。以下同じ)、所有権、その他諸権利は、甲に帰属するものとし、乙は、著作者人格権等一身専属性をもつ権利を甲又は第三者に対して行使しないものとする。

5. 本規約又は個別契約に関連して甲が乙を甲の顧客に紹介するその他の一切の目的で乙が所有する知的財産・特許権等及び著作権を使用する場合、乙は、必要な範囲内において当該使用を無償で許諾するものとする。

第 15 条(乙の禁止事項等)

1. 乙は、甲の名称又は商標、ロゴ、ブランド等を、甲の事前承諾を得ることなく使用してはならない。
2. 乙は、本件製品等のほか、甲から支給あるいは貸与されたネーム・下げ札等の商標表示物やデザイン画(以下「商標表示物等」という)を甲の事前の承諾なく第三者に引き渡してはならず、個別契約における別途の合意がない限り、甲の指示に基づき、本件業務の完了から 3 ヶ月経過以内に、遅滞なく、全て廃棄するものとする。
3. 乙として法人が登録される場合には、乙の代表者又は代理人として甲が定めるサービスへの登録その他本件業務に関する一切の行為を行う者は、乙を代表又は代理して当該行為を行うための有効な権限を有していることを表明及び保証する。
4. 乙は、代表権又は代理権がないにもかかわらず会社等の組織・団体を名乗ったり、架空の人物又は第三者になりすますこと等によって、甲が定めるサービスへの登録、注文書の発送その他本件業務に関する一切の行為を行ってはならない。

第 16 条(直接交渉の禁止)

1. 乙は、丙に対し、甲の書面による事前の承諾がない限り、直接の交渉を行ってはならない。
2. 乙が前項に違反し、丙と直接の取引を行った場合は、乙は、甲に対して当該取引による乙の売上高相当額及びその他甲に生じた損害等を賠償する。
3. 前二項は、乙が甲から開示を受けた甲の顧客と直接の取引を行った場合も同様とする。
4. 本条の規定は、本規約に基づく契約関係終了後、1 年間存続する。

第 17 条(権利義務の譲渡等の禁止)

甲及び乙は、本規約上の地位又は本規約に基づく一切の権利若しくは義務のいずれについても、相手方の書面による事前の承諾がなければ、譲渡又は移転その他の処分(担保権の設定を含む。)を行うことができないものとする。

第 18 条(個別利用規約の適用)

1. 乙は、本件業務に関連して甲の提供するサービスを利用する場合には、甲のウェブサイトに提示される各サービスの利用に係る規約(以下「個別利用規約」という)に同意するものとし、これらのサービスを利用し本件業務を行う場合、当該個別利用規約の規定を遵守するものとする。
2. 甲は、甲が必要と認めた場合に、個別利用規約を変更できる。この場合、変更後の個別利用規約の施行時期及び内容を甲のウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知するものとする。但し、法令上乙の同意を必要とするような内容の変更については、甲は、所定の方法により乙の同意を取得するものとする。

3. 本規約、個別契約及び個別利用規約において異なる定めの規定がある場合には、個別契約、個別利用規約、本規約の順番に優先して適用されるものとする。

第19条(解除)

1. 甲及び乙は、本規約に基づく契約関係及び個別契約を解除する必要があるときは、3ヶ月前までに、相手方に書面で通知することにより、当該契約を解除できる。
2. 甲又は乙に次の各号の一に該当する事由が生じたときは、相手方は、何ら催告せずに、本規約に基づく契約関係及び個別契約の全部又は一部を直ちに解除することができる。
 - ① 本規約又は個別契約の不履行その他の違反があった場合において、相当期間を定めて催告したにもかかわらず、違反が是正されないとき
 - ② 手形交換所の不渡処分を受けた場合又は支払停止状態に至ったとき
 - ③ 第三者から差押、仮差押、仮処分又は競売の申立てがあったとき
 - ④ 公租公課を滞納し催告を受けたとき
 - ⑤ 破産、民事再生、会社更生若しくは特別清算その他これらに類する法的整理手続の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき
 - ⑥ 解散、合併又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡を決議したとき
 - ⑦ 監督官庁から営業許可を取り消されるなど、本規約を継続することができないと疑うに足る事由が存在するとき
 - ⑧ 財産状況が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき
3. 甲及び乙は、前項の一に該当したときは、相手方に対する一切の債務について期限の利益を喪失し、即時にこれを弁済しなくてはならない。
4. 第1項及び第2項の規定による解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げない。

第20条(解除時の原材料等の扱い)

甲が本規約に基づく契約関係又は個別契約の全部又は一部を解除した場合、乙は、甲の選択に従い、甲に対し、甲が支給した原材料及び本件製品等(製造中で未完成の物を含む)を即時に引き渡し、又は、当該原材料に関して甲が支出した金額(当該原材料の取得価格を含む)に相当する額の支払いを行うものとする。

第21条(反社会的勢力の排除)

甲は、乙又は乙の再委託業者及びその代表者、責任者、実質的に経営権を有する者が次の各号の一に該当する場合、何らの催告を要せずに、本規約に基づく契約関係及び個別契約を解除することができ、解除により生じる乙の損害等を補償することを要しない。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」と総称する)に属すると認められるとき
- ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- ③ 反社会的勢力を利用していると認められるとき
- ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき

- ⑤ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- ⑥ 自ら又は第三者を利用して、甲又は甲の関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき

第22条(秘密保持)

1. 乙は、本件業務遂行のため甲より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報(以下「秘密情報」という)を甲の書面による事前の承諾なしに第三者に遺漏してはならない。但し、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではない。
 - ① 開示を受けた時点で秘密保持義務を負うことなくすでに保有していたことを立証できる情報
 - ② 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手したことを立証できる情報
 - ③ 甲から提供を受けた情報によらず、独自に開発したことを立証できる情報
 - ④ 本規約及び個別契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
2. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。
3. 乙は、秘密情報について、本規約及び個別契約の目的の範囲内でのみ使用し、本規約及び個別契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に相手方から書面による承諾を受けるものとする。
4. 乙は、秘密情報を本規約及び個別契約の目的のために知る必要のある各自(本規約及び個別契約に基づき乙が再委託する場合の再委託先を含む)の役員、従業員、法律上守秘義務を負う専門家(以下「役員等」と総称する)に限り開示するものとし、本規約及び個別契約に基づき乙が負担する秘密保持義務と同程度の義務を、秘密情報の開示を受けた当該役員等に退職後も含め課すものとする。乙は、自らの役員等が本項で定める秘密保持義務に違反して、相手方の秘密情報を開示又は漏洩等した場合、相手方に生じた損害等を賠償するものとする。
5. 乙は秘密情報のうち法令の定めに基づき開示すべき情報を当該法令の定めに基づく開示先に対し開示することができるものとする。但し、開示する秘密情報は、開示の目的に対し、必要最小限度にし、その内容を開示する前に相手方に書面で通知するものとする。
6. 本条の規定は、本規約に基づく契約関係終了後、3年間存続する。

第23条(損害賠償責任)

1. 甲又は乙は、本規約若しくは個別契約に違反し、相手方に損害等を与えたときは、本規約の別条項又は個別契約に定める特別の賠償義務のほかにその損害等を賠償する責任を負う。
2. 前条の規定にかかわらず、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、火災、騒乱、暴動、戦争、テロその他不可抗力による本規約及び個別契約の全部又は一部(金銭債務を除く)の違反は、いずれの当事者も責任を負わない。

第24条(有効期間)

1. 本規約の有効期間は1年間とする。但し、期間満了の3ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、本規約と同一条件でさらに1年間継続し、以後も同様とする。

2. 本規約に基づく契約関係が期間満了、解除その他の理由により終了した場合においても、第 14 条及び第 16 条乃至第 28 条の効力は存続するものとする。

第 25 条(分離可能性)

本規約又は個別契約の条項の一部が、理由の如何にかかわらず、無効若しくは違法と判断された場合においても、本規約又は個別契約のその余の規定の有効性及び適法性は、そのことにより一切影響を受けない。

第 26 条(本規約の変更)

甲は、甲が必要と認めた場合に、本規約を変更できる。この場合、変更後の本規約の施行時期及び内容を甲のウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知するものとする。但し、法令上乙の同意を必要とするような内容の変更については、甲は、所定の方法により乙の同意を取得するものとする。

第 27 条(協議事項)

本規約に定めのない事項について疑義を生じたときは、甲と乙は誠実に協議の上、協力して解決するものとする。

第 28 条(管轄裁判所)

本規約に関し裁判上の紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。